

『会社を退職される方の社会保険の手続』令和7年度版 追補

令和 7 年 9 月
社会保険研究所

令和 7 年度税制改正により、19 歳以上 23 歳未満の親族等を扶養する場合の特定扶養控除の要件が見直されました。これを踏まえ、令和 7 年 10 月 1 日以降、健康保険の扶養認定を受ける方が 19 歳以上 23 歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く）、年収要件は「年収 150 万円未満」となります。

この見直しに伴い、本パンフレットの内容の一部を次のように変更いたします。

● 2 頁のチャート図の注意書きに下線部分を追加

※扶養になるには、年収が 130 万円未満（被保険者の配偶者を除く 19 歳以上 23 歳未満の方は 150 万円未満）であることなどの条件があります。

● 4 頁の図表下の注意書きに下線部分を追加

※3 パートやアルバイトをする場合、一定の基準に該当すると、家族の扶養に入れない場合があります（3 頁参照）。なお、令和 7 年 10 月 1 日以降、19 歳以上 23 歳未満（被保険者の配偶者を除く）の方の年収要件は「年収 150 万円未満」となります。

● 5 頁「③家族の扶養に入る場合」本文に下線部と注意書きを追加

（本文）

…60 歳未満は年収 130 万円未満（19 歳以上 23 歳未満の方は年収 150 万円未満*）、60 歳以上は…

（注意書き）

* 令和 7 年 10 月 1 日以降、被保険者の配偶者以外の方が扶養認定を受ける場合に限られます。